

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等の暫定排水基準値の変遷

項目	業種	制限等	暫定排水基準値 (mg/L)					
			H13.7～ H16.6	H16.7～ H19.6	H19.7～ H22.6	H22.7～ H25.6	H25.7～ H28.6	H28.7～ H31.6
ほう素	旅館業	温泉を利用するもの	500	500	500	500	500	500
	うわ薬製造業*	うわ薬瓦の製造の用に供するもの	150	150	150	150	140	140
		ほうろううわ薬製造業*	50	50	50	50	50	40
	ほうろう鉄器製造業*							
	金属鉍業*		150	150	150	150	100	100
	電気めっき業*		70	50	50	50	40	30
	貴金属製造・再生業*		150	50	50	50	50	40
下水道業*	温泉排水を受け入れているもので一定のもの	500	50	50	50	50	50	
ふっ素	旅館業	自然湧出の温泉を利用	50	50	50	50	50	50
		自然湧出以外の温泉を利用					30	30
		昭和49年12月1日以前に湧出していなかった温泉を利用し、排水量が50m ³ /日以上*	15	15	15	15	15	15
	うわ薬製造業	ほうろううわ薬製造業*	15	15	15	15	15	12
	ほうろう鉄器製造業*							
	電気めっき業	日排水量 50m ³ 未滿	70	50	50	50	50	40
日排水量 50m ³ 以上*		15	15	15	15	15	15	

項目	業種	制限等	暫定排水基準値 (mg/L)					
			H13.7～ H16.6	H16.7～ H19.6	H19.7～ H22.6	H22.7～ H25.6	H25.7～ H28.6	H28.7～ H31.6
硝酸性窒素等	下水道業	モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業からの排水を受け入れているもの**	720	300	250	170	150	130
	酸化コバルト製造業		1200	700	400	220	160	160
	畜産農業		1500	900	900	900	700	600
	ジルコニウム化合物製造業		2600	2400	1800	1000	700	700
	モリブデン化合物製造業		5800	2400	2000	1800	1700	1500
	バナジウム化合物製造業		5800	2400	2000	1800	1700	1650
	貴金属製造・再生業		8700	5000	4000	3600	3000	2900

* 現行の暫定排水基準の対象に海域に排水する事業場は含まない

**平成 22 年 6 月末までは、特定公共下水道事業に係る下水道終末処理施設であって、モリブデン化合物製造業、ジルコニウム化合物製造業又は水酸化ニッケル化合物製造業からの汚水等を受け入れるものを含む

(補足) 旅館業に係るふっ素の暫定排水基準について

旅館業 (温泉を利用するもの)		日平均排水量	
		50m ³ 未満	50m ³ 以上
温泉の 湧出時期	昭和 49 年 12 月 1 日に現に湧出していた温泉を利用	30mg/L (自然湧出以外) 50mg/L (自然湧出)	
	昭和 49 年 12 月 1 日に現に湧出していなかった温泉を利用		15mg/L